

緑化功労者表彰実施要領

1 趣旨

国土緑化運動に永年にわたって貢献し、その功績が顕著であった者（団体を含む。）を緑化功労者として表彰する。

2 推薦

- (1) 都道府県知事は、別添選考基準を参考とし、緑化功労者の候補者を推薦する。
- (2) 都道府県からの推薦は、1都道府県1名を基本とする。
- (3) 都道府県知事は推薦しようとする者について、別添様式により功績調書を作成し、中央表彰委員会に提出する。
- (4) 国土緑化推進機構理事長は、都道府県知事の推薦に準じて緑化功労者の候補者を推薦することができる。

3 選考

- (1) 中央表彰委員会は、上記2により推薦された者について、その提出された功績調書をもとに、別添の選考基準を参考とし緑化功労者（農林水産大臣感謝状及び林野庁長官感謝状の候補者を含む。）を選考し、決定する。
- (2) 中央表彰委員会の委員は、国土緑化推進機構理事、学識経験者及び関係官庁関係者の中から国土緑化推進機構理事長が選び委嘱する。

4 表彰の種類

- (1) 表彰は次のとおりとする。

農林水産大臣感謝状	}	各3点
国土緑化推進機構会長感謝状		
林野庁長官感謝状	}	各若干名
国土緑化推進機構理事長感謝状		
- (2) 農林水産大臣及び林野庁長官感謝状については、それぞれ農林水産大臣及び林野庁長官に授与の申請をして行うものとする。

なお、農林水産大臣感謝状の候補者は3点、林野庁長官感謝状の候補者は7点とする。

5 功績調書の提出先

㊦ 102-0093 東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館
公益社団法人 国土緑化推進機構

6 功績調書の提出期限

毎年10月末日とする。

(別 添)

緑化功労者選考基準

- 1 緑化功労者は、緑化活動の推進、緑化思想の普及啓発について顕著な功績の者（団体を含む。）を対象とすること。
- 2 国土緑化運動に尽力した期間を特に勘案すること（個人の場合は年齢を含む。）。
- 3 下記に該当する者は除外すること。
 - (1) 国土緑化推進機構の行う表彰において緑化功労者として、既に大臣表彰、国土緑化推進機構会長賞を受けた者
 - (2) 個人の場合は、
 - ア 大臣と同格の役職にあると考えられる者
 - イ 林業及び緑化関係の功績により叙勲または黄・藍綬褒章を受けた者